

ないよう
内容

こくみんねんきん
◎国民年金

がいこくじんだったいいちじきん
◎外国人脱退一時金

ざいにちがいこくじんふくしきん
◎在日外国人福祉金

こくみんねんきん
◎国民年金

こくみんねんきん はい こくみんねんきん はい ひと かぞく つぎ
国民年金に入っていると、国民年金に入っている人やその家族は、次のときに
ねんきん う と
年金を受け取ることができます。

● 65歳さいになったとき（老齡基礎年金ろうれいきそねんきん）

ろうれいきそねんきん う と ねんいじょう ほけんりょう しはら ひつよう
老齡基礎年金を受け取るために、10年以上、保険料を支払う必要があります。

ほけんりょう しはら きかん ねんみまん ばあい ろうれいきそねんきん う と しかく
保険料を支払った期間が、10年未満の場合、老齡基礎年金を受け取る資格があり
ません。

● 国民年金加入中こくみんねんきんかにゆうちゅうや老齡基礎年金ろうれいきそねんきんの資格期間しかくきかんが25年以上ある人が亡くなっ
たときいぞくきそねんきん（遺族基礎年金）

● 障害しょうがいをもったとき（障害基礎年金しょうがいきそねんきん）

しぼう しょうがい かか ねんきん う と いったい のうふようけん み
死亡や障害に係る年金の受け取りについては、一定の納付要件を満たしている
ことが必要ひつようです。

●対象

20歳から60歳までの日本に住んでいる人

会社に勤めているときは、会社の厚生年金に入るので、国民年金を支払う必要はありません。

●保険料

1か月につき17,510円（2025年度）です。

経済的な理由で保険料を支払うことが難しいと認められるときは、支払いが免除される場合があります。

◎外国人脱退一時金

老齢基礎年金を受け取る資格がないけれど、6か月以上国民年金を支払い続けた外国人は、日本を出国する時に、脱退一時金を受け取ることができます。

脱退一時金を受け取るためには、日本を出国してから2年以内に申し込んでください。

《介護・医療・年金室》

でんわ
電話：072-724-6735

ファクス：072-724-6040

《豊中年金事務所》

でんわ
電話：06-6848-6831

ファクス：06-6854-3638

ざいにちがいこくじんふくしきん
◎在日外国人福祉金

ねんきんせいど りゆう こくみんねんきんせいど てきよう ざいにちがいこくじん こうれいしゃ
 年金制度の理由により、国民年金制度が適用されない、在日外国人の高齢者や

じゅうど しょうがい ふくしきん しきゅう
 重度の障害のあるかたに、福祉金を支給しています。

	じゅきゅうしかく 受給資格	しきゅうがく 支給額
こうれいしゃ 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> しないざいじゅう ねん がつ にち まえ う ひと ● 市内在住の1926年4月1日よりも前に生まれた人 ねん がつ にち まえ がいこくじんとうろく ● 1982年1月1日よりも前から外国人登録をしてい ひと る人 <p>しよとくせいげん (所得制限があります)</p>	つき えん 月10,000円
しょうがい 障害の あるかた	<ul style="list-style-type: none"> しないざいじゅう ねん がつ にち まえ う ● 市内在住の1961年12月31日よりも前に生まれた ひと 人 ねん がつ にち まえ がいこくじんとうろく ● 1982年1月1日よりも前から外国人登録をしてい ひと る人 じゅうど しょうがい じゅうど しょうがい ● 重度の障害のあるかた、または重度の障害の あるかたの発生原因が1981年12月31日よりも前 はっせいげんいん ねん がつ にち まえ にあつた人 ひと <p>しよとくせいげん (所得制限があります)</p>	つき えん 月36,000円

でんわ
電話：072-724-6735

ファクス：072-724-6040